

世田谷区立小・中学校の適正規模化・適正配置
に関する具体的な方策（第2ステップ）

（素案）

平成24年8月
世田谷区教育委員会

はじめに

教育委員会では、義務教育を中心とした10年間の教育の方向性を示す「世田谷区教育ビジョン（平成17年3月）」（以下、「教育ビジョン」という。）を定めました。

「教育ビジョン」では、めざす子ども像（※1）を実現するために、○地域とともに子どもを育てる教育、○未来を担う子どもを育てる教育、○信頼と誇りのもてる学校づくり、○教育環境の整備、○教育委員会の改革、の5つの施策の柱を掲げて、区民の信頼と期待に応える質の高い教育を推進しています。

そして、「教育ビジョン」の施策の柱「教育環境の整備」の一環として、公立学校の魅力を高め、子どもたちにより良い教育環境を実現することをめざして、「世田谷区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する基本的な考え方（平成20年8月）」（以下、「基本的な考え方」という。）に基づき、平成20年度～平成25年度を計画期間とする「世田谷区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する具体的な方策（以下、「具体的な方策」という。）（第1ステップ）（平成21年3月）」を定め、区立小・中学校の大規模化、小規模化、校舎の老朽化の3つの課題への対応を進めてきました。

今後は、子どもたちのより良い教育環境の実現をめざし、児童・生徒数の将来動向を見極めながら、国や都の教育制度改革の動向などを注視するとともに、区財政の中期見通しや今後改定される公共施設整備方針等も考慮しながら、区立小・中学校の適正規模化・適正配置の具体的な取り組みを一層推進していく必要があります。また、行政経営改革計画では、区立小・中学校の適正規模化・適正配置を推進することと、あわせて跡地の有効活用により、他の公共施設の更新、合築を促進することも求められています。

そこで、子どもたちにとって、より良い教育環境の実現を第一の目標に掲げつつ、地域コミュニティの核、さらには災害時の防災拠点としての重要な役割を果たす学校づくり、あわせて「世田谷9年教育」の推進を視野に入れた計画として、早期に取り組みを進めるため、当初の計画を前倒しして、具体的な方策（第2ステップ）（素案）を取りまとめました。

※1 教育ビジョンがめざす子ども像

- ひとの喜びを自分の喜びとし、ひとの悲しみを自分の悲しみとすることのできる子ども
- 生きることを深く愛し、理想をもち、自らを高めようとする志をもつ子ども
- 日本の美しい風土によってはぐくまれ伝えられてきた日本の情操や、文化・伝統を大切に継承する子ども
- 深く考え、自分を表現することができ、多様な文化や言語の国際社会で、世界の人々と共に生きることのできる子ども

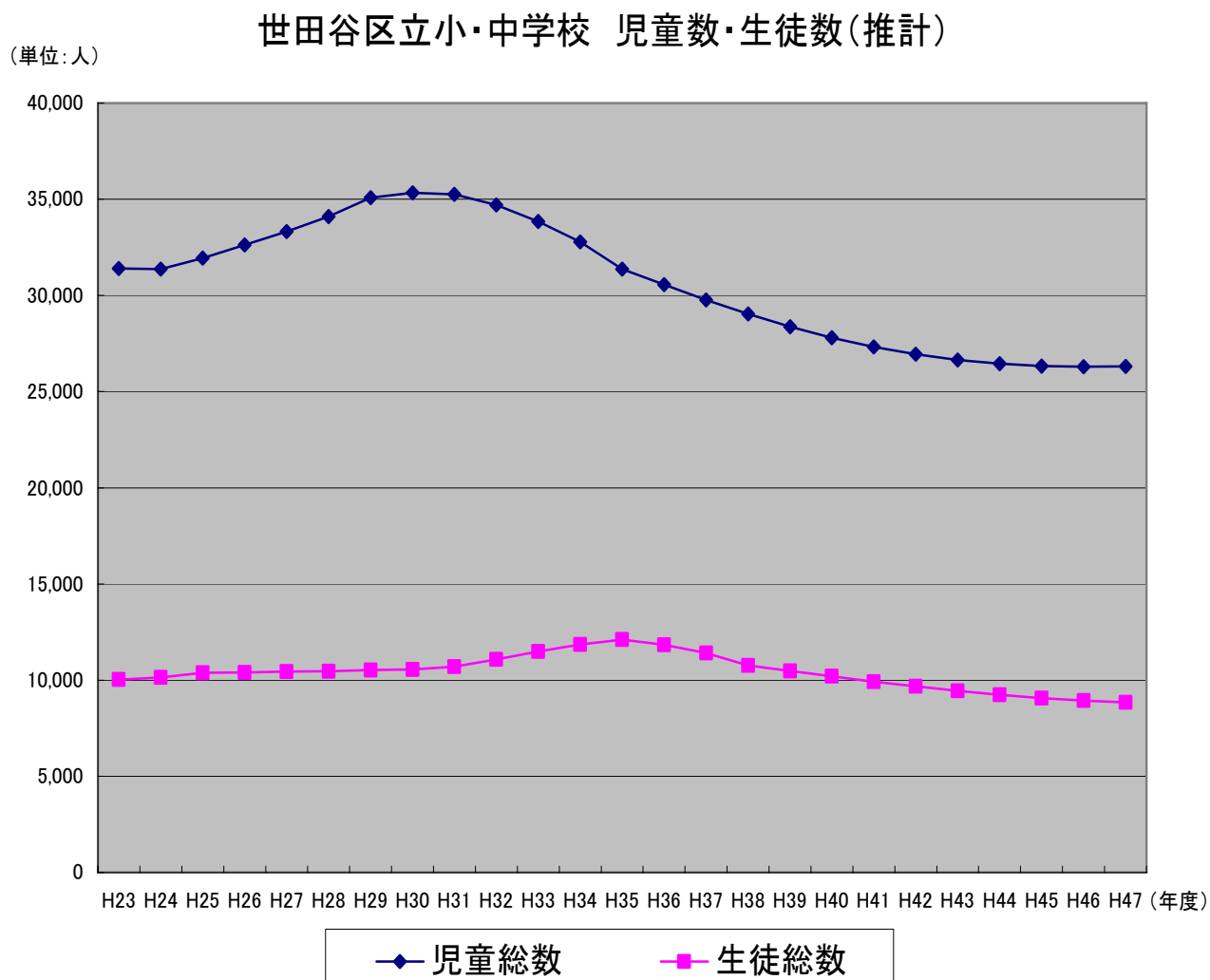
I 世田谷区立小・中学校の児童・生徒数の将来動向

区立小・中学校の児童・生徒数は、今後10～15年間は増加し、その後減少に転じて、平成47年頃には、現在並かそれ以下になる見込みです。

小学校は、全体的に児童数は増加し、平成28年度～平成33年度頃にかけてピークを迎えます。

中学校は、小学校での児童数の増加を受けて、平成34年度～平成37年度頃にかけてピークを迎えます。

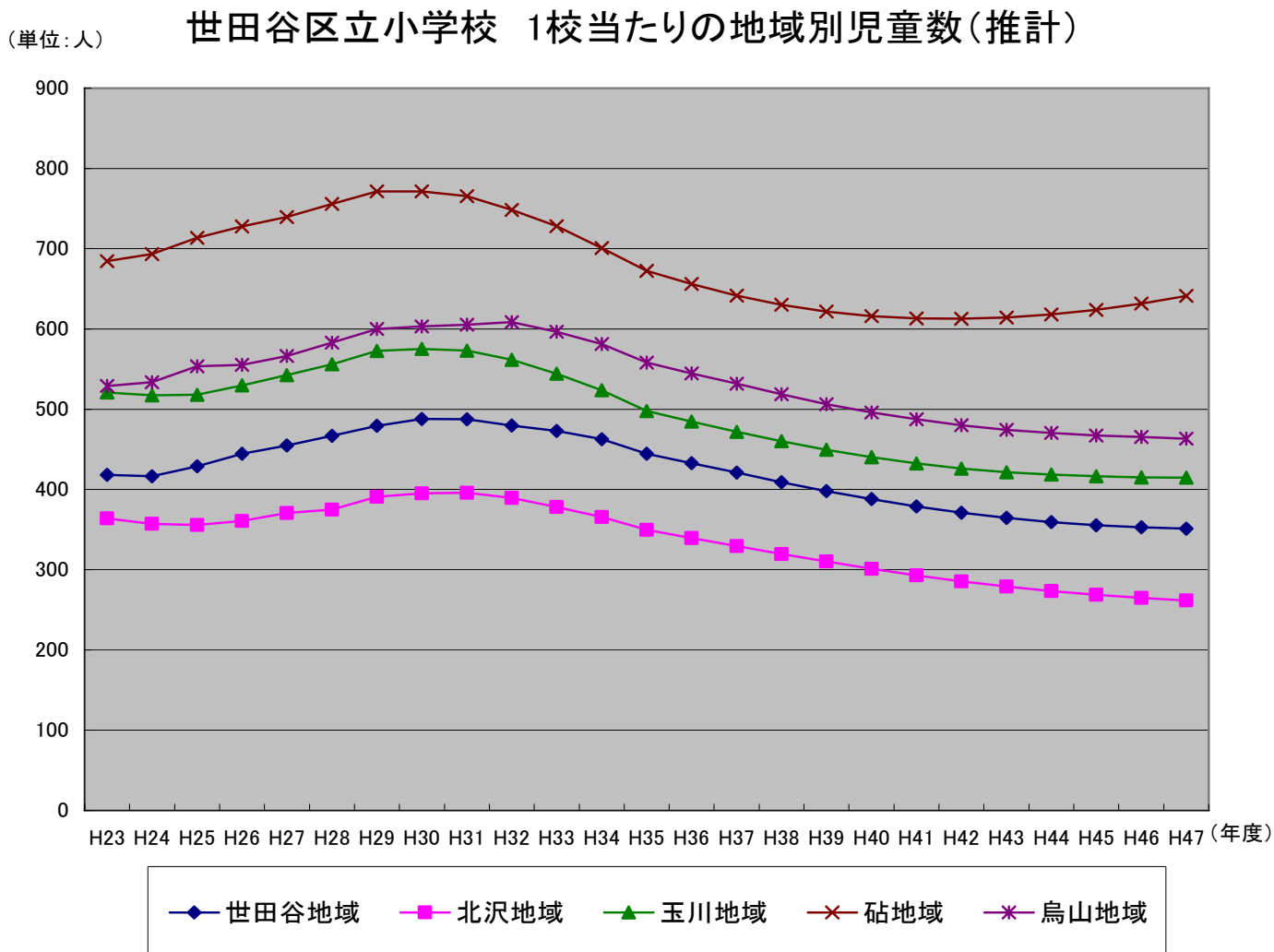
小学校、中学校ともにピークを過ぎると全体的にゆるやかに減少傾向となります。



Ⅱ 大規模化・小規模化（地域による児童・生徒数の偏在化）

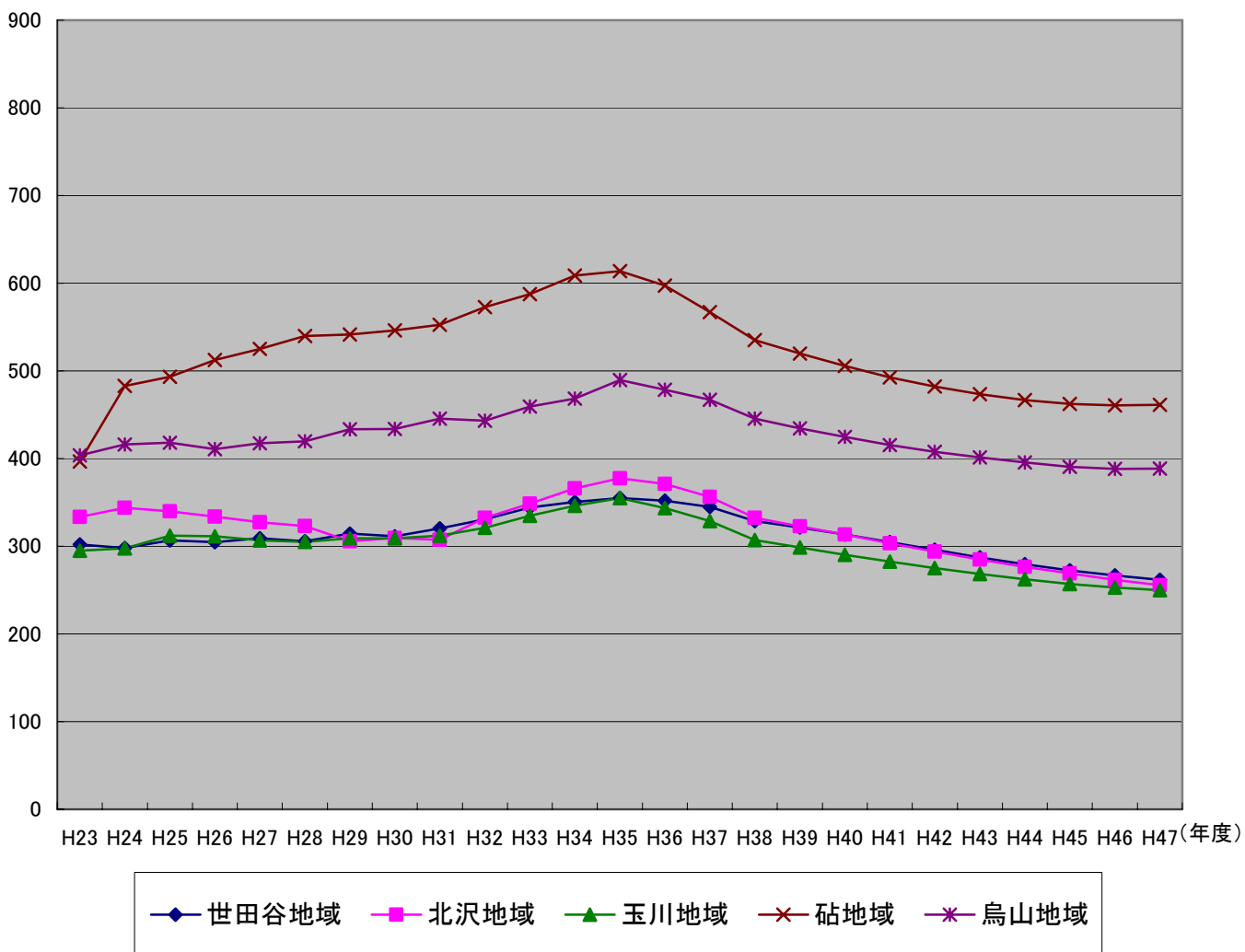
「基本的な考え方」では、「地域や学校の単位で見ると、増加傾向が顕著であったり、減少がみられるところがあります。環状8号線沿いや西・北部地域では、平成10年以降、マンションブーム等による人口流入で児童・生徒数が著しく増加しました。一方、環状7号線の東側は、早くから市街地が形成されていたこともあり、全体として児童・生徒数はゆるやかな減少傾向にあります。」と示しています。

なお、1校当たりの児童・生徒数を5地域別に見ると、小・中学校とも砧地域が最も多く、比較的大規模な学校が多い状況です。小学校では、北沢地域が最も少なく、小規模化傾向が続く学校が見受けられます。



(単位:人)

世田谷区立中学校 1校当たりの地域別生徒数(推計)



Ⅲ 校舎の老朽化

区立小・中学校の校舎は、昭和30年代～昭和40年代に建てられたものが多く、それらは老朽化が進んでおり、児童・生徒の良好な教育環境の整備が求められています。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の経験からもわかるように、いつ起こるとも知れない地震災害の発生に備え、災害時に避難所となる学校施設の防災拠点としての役割も重要な視点となります。

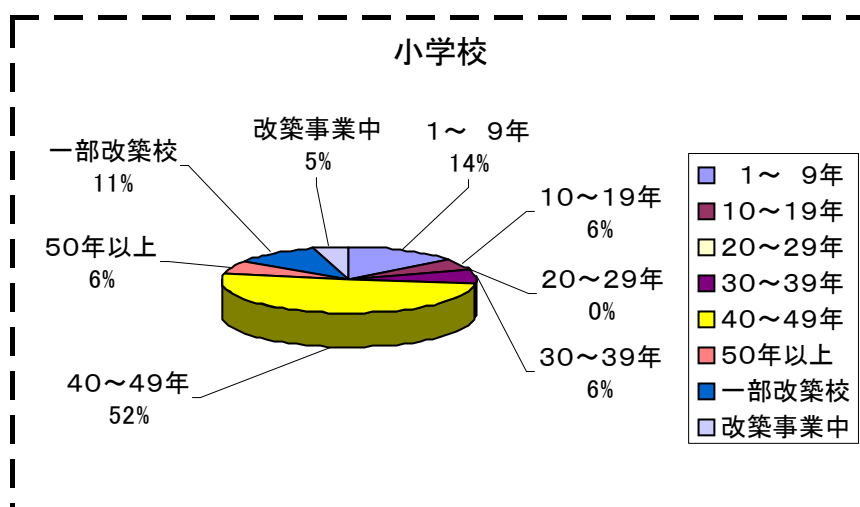
校舎の老朽化に対しては、平成18年3月に「新たな学校施設整備基本方針」、同年7月に「標準設計指針・標準仕様書」を策定し、計画的・継続的な学校改築を推進しており、耐震化については、平成18年度までにすべての校舎の耐震診断を経て、平成21年度末までに耐震化を完了しました。

また、学校施設の整備にあたっては、「世田谷区みどりとみずの行動計画」と連携し、みどり豊かな学校づくりに取り組むとともに、改築や大規模改修工事の際には、エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）や世田谷区環境配慮公共施設整備指針（公共施設省エネ指針）などに基づき、省エネルギー機器の導入や再生可能エネルギーの利用促進に努めています。子どもたちが、人間生活と環境とのかかわりに関する理解を深め、環境の保全に配慮した行動をとることができるよう、環境にやさしい学校づくり、環境に貢献する学校づくりを進めていきます。

なお、区立小・中学校の校舎の老朽化の状況は次のとおりです。

校舎の築年数及び一部改築等の状況

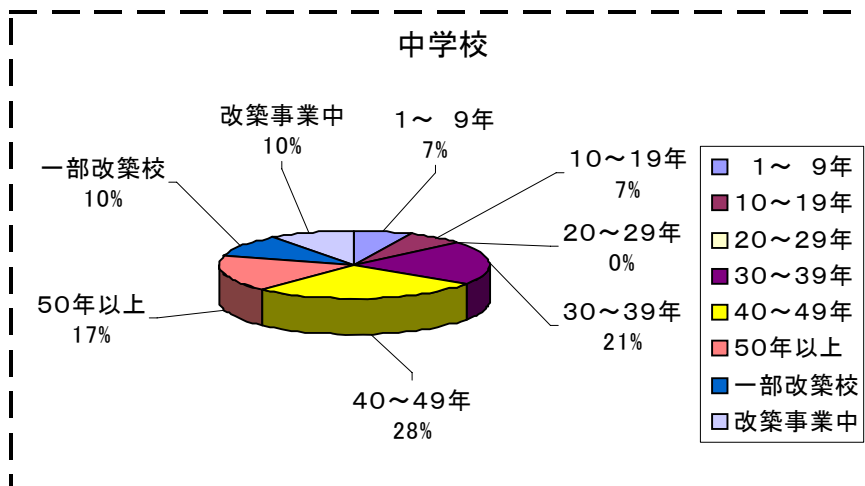
※築年数は、最も古い棟(校舎または体育館)の経過年数とする。



	小学校	校数
築年数	1～9年	9
	10～19年	4
	20～29年	0
	30～39年	4
	40～49年	33
	50年以上	4
一部改築校		7
改築事業中		3

※ 平成24年5月現在

	中学校	校数
築年数	1～9年	2
	10～19年	2
	20～29年	0
	30～39年	6
	40～49年	8
	50年以上	5
	一部改築校	3
	改築事業中	3



※ 平成24年5月現在

IV 具体的な方策（第2ステップ）の取り組みの方向性

「具体的な方策」（第2ステップ）に向けては、具体的な方策（第1ステップ）の取り組み状況も踏まえながら、子どもたちにとってより良い教育環境を実現することを第一の目標として、より優先度の高い課題について、効率的・効果的な方策を計画化し、当初の計画を前倒しして、平成25年度から取り組んでいきます。

また、適正規模化・適正配置の取り組みを進めるにあたっては、世田谷9年教育の学び舎（学舎）（※2）の取り組みと整合を図ることをめざします。

なお、具体的な方策（第2ステップ）の計画期間は、「基本的な考え方」で示したように、具体的な方策（第1ステップ）と重複する期間も含めて、平成31年度までとします。

<計画推進イメージ>

	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
教育ビジョン	第1期 行動計画			第2期行動計画				第3期 行動計画		新・教育ビジョン						
基本的な考え方				第1ステップ					第2ステップ							
基本計画				実施計画		実施計画										
公共施設整備方針	新たな学校施設整備基本方針 標準設計指針・標準仕様書									次期・新たな学校施設整備 基本方針						

※2 世田谷9年教育の「学び舎（学舎）」について

「世田谷9年教育」とは、小・中学校の義務教育9年間を一体としてとらえ、児童・生徒一人ひとりの個性や能力を十分伸ばし、自立した個人として生きる基礎を培い、区民の高い期待と信頼に応えられる質の高い義務教育を実現していこうとする取り組みです。また、近隣の小・中学校で「学び舎」を構成し、より一体となって地域の教育力と特色を活かして教育活動や学校運営を進めています。

1 大規模校に対する具体的な方策

【「基本的な考え方」から抜粋】

施設規模に対して児童・生徒数の増加傾向が顕著で、教室などが不足するおそれのある学校への対応が特に急がれます。指定校変更の制限などとともに、普通教室の増築など抜本的な方策に急ぎ取り組む必要があります。

第1ステップでは、まずこうした観点から、教室不足が懸念され増築などを急ぐ学校を選定して整備を進めます。

その上で、第2ステップで児童・生徒数の推移を再度見極めながら、今後の取り組みについて検討していく必要があります。

(1) 第1ステップの取り組み

学校の大規模化に対しては、児童・生徒数の状況や隣接校との関連なども考慮して、次に掲げる対応方策により、指定校変更の制限や普通教室の整備などに取り組みました。

◇学校の大規模化への対応方策

対応方策	内 容
特別教室等へ転用した教室の普通教室へのもどし	従来普通教室であった教室で、現在、特別教室やその他の用途に転用している教室を、学校の教育活動を考慮して、可能な範囲で普通教室にもどす。
指定校変更の制限の実施	指定校変更による他の通学区域からの流入を制限し、児童・生徒数の増加を抑制する。
通学区域の見直し	隣接する学校の児童・生徒数の状況や通学の安全、地域の事情等を考慮して、通学区域の見直しを行い、大規模校の児童・生徒数の増加を抑制する。
校舎等の増築	学校の敷地の一部に、現状の学校の機能の一体性・連続性を確保しつつ、普通教室等の増築を行う。

- ◆指定校変更制限 桜丘小、中丸小、松丘小、塚戸小、明正小、千歳小、砧中、烏山中
- ◆通学区域変更 船橋小、千歳台小、緑丘中、千歳中
- ◆校舎等の増築 二子玉川小、砧南小、千歳小、千歳台小

(2) 第2ステップの取り組み

今後の児童・生徒数の推移等を見極めながら、第1ステップと同様の対応方策の組み合わせにより、大規模化への対応を検討していきます。

2 小規模校に対する具体的な方策

【「基本的な考え方」から抜粋】

小規模校では、児童・生徒一人ひとりの特性把握や個に応じたきめ細かな指導ができ、児童・生徒同士、あるいは児童・生徒と教員の親密な人間関係が構築できるといわれる一方で、次のようなことが指摘されています。

- ① 多様な人間関係による児童・生徒同士の切磋琢磨の機会が少なく、活気が低下する傾向がある。
- ② 1学級ではクラス替えができず、人間関係が固定化しがちであり、授業や学校行事などにおけるグループ編成が限定されがちである。
- ③ 学芸会、運動会などで、集団による多様な活動が困難となりがちである。
- ④ 教員数が少ないことによって多様な指導や部活動が制限されがちである。

児童・生徒数及び学級数が減少し、今後も横ばいまたは減少傾向が続くことが見込まれる学校では、児童・生徒の学校生活や学習活動、及び学校運営や地域連携の面で、今後の推移を見通しながら、学校の活性化のための方策など適切な対応が求められます。

(中略)

そこで、第1ステップ(平成20年度～25年度)においては、小規模化傾向が続くと見込まれる中学校で、他の学校と隣接している学校について候補校を絞り、①通学区域の見直し、②学校の統合、③改築・改修などの施策を組み合わせ、学校適正規模化に取り組みます。

この取り組みでは、一方の学校敷地を活用して、統合後の学校を全面改築する方法なども含め、総合的に検討します。

(中略)

第2ステップでは、児童・生徒数の推移を再度見極めながら、他の小・中学校の小規模校について取り組みの方策を検討していく必要があります。

(1) 第1ステップの取り組み

小規模化傾向が続くと見込まれる中学校のうち、学校間が近接している次の学校群について、学校統合、通学区域の見直し、改築・改修等の対応方策を組み合わせ、適正規模化の取り組みを進めています。

◆統合対象校

若林中と山崎中を統合し、世田谷中を開校(平成23年度)

船橋中と希望丘中を統合し、船橋希望中を開校(平成24年度)

◆改築

統合にあたっては、良好な教育環境の整備に向けて、対象校の一方の学校敷地を活用し、統合後の学校を全面改築することとしました。旧山崎中・旧船橋中跡地では平成26年4月の新校舎供用開始に向けて、それぞれ改築工事が進んでいます。

◆通学区域の見直し

船橋希望中への統合に際しては、船橋希望中の通学区域を定めるとともに、近接する小・中学校の児童・生徒数の状況や地域の事情等を考慮して、各学校（船橋小、希望丘小、千歳台小、緑丘中、千歳中）の通学区域の見直しを行うことにより、適正規模化の取り組みを進めました。

(2) 第2ステップの取り組み

小規模校への対応の考え方は、「基本的な考え方」でも述べているところですが、一般的に、一定程度の規模の学校とすることによって、次のような教育上の効果が期待できます。

◆ 学習面・生活面

- 児童・生徒が、集団の中で多様な考え方に触れ、相互協力し、切磋琢磨する機会が増え、豊かな学習活動を進めることが期待できます。
- 学芸会、運動会などの学校行事や、音楽活動などで多様なグループ編成ができ、集団による教育効果の向上が期待できます。
- クラブ活動（部活動）や児童会活動（生徒会活動）などで、活動の種類の多様化により、児童・生徒の興味や関心に応えられる可能性が広がります。
- グループ活動やクラス替えなどを通じて、多様な集団の形成ができるようになり、豊かな人間関係の構築や、社会性や協調性の育成が期待できます。

◆ 学校運営面

- 教員の配置人数が増えることで、余裕のある組織的な校務分掌が可能となり、教員一人ひとりの校務の負担軽減が図られることで、子どもと向き合う時間をより多く確保することが期待できます。
- 教員間で相互の切磋琢磨の機会が増え、また、研修参加が容易になるなど、教育の質の向上が期待できます。

第1ステップにおいては、中学校について、小規模化傾向が続くと見込まれ、かつ、学校間が近接する学校の統合及び通学区域の見直しを行いました。

一方、平成16年4月に開校した三宿中学校（旧新星中学校と旧池尻中学校を統合、統合準備期間平成13年～平成15年）の統合計画においても、第1ステップの計画においても、小学校を統合対象校とはしませんでした。一部の小学校において小規模化が進み、平成24年度には5校の小学校が単学級（各学年1学級）となっています。

そこで、第2ステップにおいては、今後も全学年が概ね単学級で推移することが見込まれる小規模小学校と学校間が近接している小学校に候補校を絞り、次の小学校群を対象として適正規模化を進めていく必要があります。検討にあたっては、学校の統合、通学区域の見直し、改築・改修の対応方策を組み合わせ、適正規模化の取り組みを進めていきます。

あわせて、世田谷9年教育との整合、地域コミュニティの核・防災拠点としての役割等も考慮した取り組みとします。

◆適正規模化に取り組む小学校群

A地域 花見堂小、若林小（代沢小、山崎小）

B地域 守山小、北沢小、東大原小（松原小、代田小）

※（ ）は、あわせて通学区域の見直しが想定される学校

3 校舎の老朽化に対する具体的な方策

【基本的な考え方】（抜粋）

老朽化への対応策として、「新たな学校施設整備基本方針（平成18年3月）」において、毎年2校ずつの改築に取り組むこととしています。この中では、①校舎等の老朽度合い、②地域の児童・生徒数の変化、③整備にかかるコスト、④学校、保護者、地域の理解、⑤公共施設整備方針をはじめとする区の総合的な施策などを考慮して、毎年改築校の選定をすることとしています。

（1）第1ステップの取り組み

◆改築選定校

世田谷中、船橋希望中（平成20年度）

太子堂小、多聞小（平成22年度）

城山小、深沢中（平成23年度）

◆第1ステップの期間に改築が完了した学校

松沢小（平成20年度）

桜小、京西小（平成22年度）

上北沢小、烏山北小、芦花小、芦花中（平成23年度）

（2）第2ステップの取り組み

学校施設の改築にあたっては、教育ビジョンに基づき、子どもたちがより良い教育環境の中で学び、生活することができるよう引き続き取り組むとともに、厳しい財政状況を踏まえて、公共施設整備方針及び新たな学校施設整備基本方針等の考え方に基づいて、より一層計画的・効率的で持続可能な整備を進めます。

今後、公共施設整備方針及び新たな学校施設整備基本方針が改定された場合には、その方針に基づいて取り組んでいきます。

また、当面の具体的な整備手法として、平成26年度を初年度とする次期「新たな学校施設整備基本方針」の策定までの期間、次期改築校の整備手法は、次のように、A全面改築、Bリノベーション（※3）のいずれかとします。

A 全面改築

次のいずれかに該当する場合は、原則として全面改築とする。

- ◆ 既存施設の躯体の強度やコンクリートの中性化の状況などから、リノベーションに適さない場合
- ◆ 教育上求められるニーズや、児童・生徒の増加等によりリノベーション（増築を含む）した結果、校庭が狭くなるなど教育環境が低下する場合
- ◆ リノベーションと全面改築における経費の差が少ない、もしくは改築経費の方が安価な場合
- ◆ リノベーションでは、法令等に抵触し、適合化が不可能な場合

B リノベーション

次のすべてに該当する場合は、リノベーションによる大規模な改修とする。

- ◆ 既存施設の躯体を活用し、耐用年数の長期化（30年程度）が望める場合
- ◆ リノベーションにより、教育環境の向上が図れる場合
- ◆ 全面改築と比較し、建設費やその後のランニングコストなど経費が安価な場合

なお、毎年の次期改築校の選定にあたっては、学校の統合等の適正規模化に対する見通しも十分踏まえ、選定することとします。

※3 リノベーションについて

リノベーションとは、既存施設の躯体を活かして、大規模な改修を行い、耐用年数の長期化や性能の保全・向上を図ること。